

別紙 7

特記事項一覧表

No.	種類	位置	最寄りの区画	備考
1	近接した民有地	2020ろ・ほ、 2021ろ・は林 小班に隣接	2020ろ・ほ、 2021ろ・は林小 班	・林地
2	近接した民有地	2243ろ・は・ ほ・ち林小班 に隣接	2243ろ・は・ほ・ ち林小班	・林地
3	近接した民有地	2245か・よ・ れ林小班に 隣接	2245か・よ・れ 林小班	・林地
4	近接した民有地	2246は林小 班に隣接	2246は林小班	・林地
5	分収育林地	2242は1林小 班	2243は・へ林小 班	・令和 10 年度公売予定
6	分収育林地	3051ぬ1林小 班	3060ほ林小班	・令和 11 年度公売予定
7	分収育林地	2245ち1・ね1 林小班	2245ち・ね林小 班	・令和 11 年度公売予定
8	貸付地	2241は、2245 は林小班	2245は林小班	・発電用ダム敷

備考

- 1：本一覧表は、令和 7 年 8 月 1 日作成時点の情報によるものです。それぞれの具体的な位置及び範囲は、別紙 4「公募時現況図面」を参照してください。
- 2：本一覧表は、以下に示すもののほか、樹木採取区内外の第三者の権利及び利用の状況、樹木の採取を開始するまでに一定の期間を要する場合等について示しています。
 - (ア) 樹木採取区の近接地における民有地や分収造林地など国以外に権利を有する者が存在する林地や立木
 - (イ) 樹木採取区における登山道、山菜採取を対象とした普通共用林野、簡易上水道水源など樹木の採取に当たって調整、配慮、第三者が行う事業を受忍することが必要となる権利等
 - (ウ) 樹木採取区内外の恒常的な国有林野の利用等。なお、事業を実施するに当たっての調整や第三者が行う事業の受忍の必要性が生じるものについては、当該事項が国有林野外に係るものであっても示しています。